

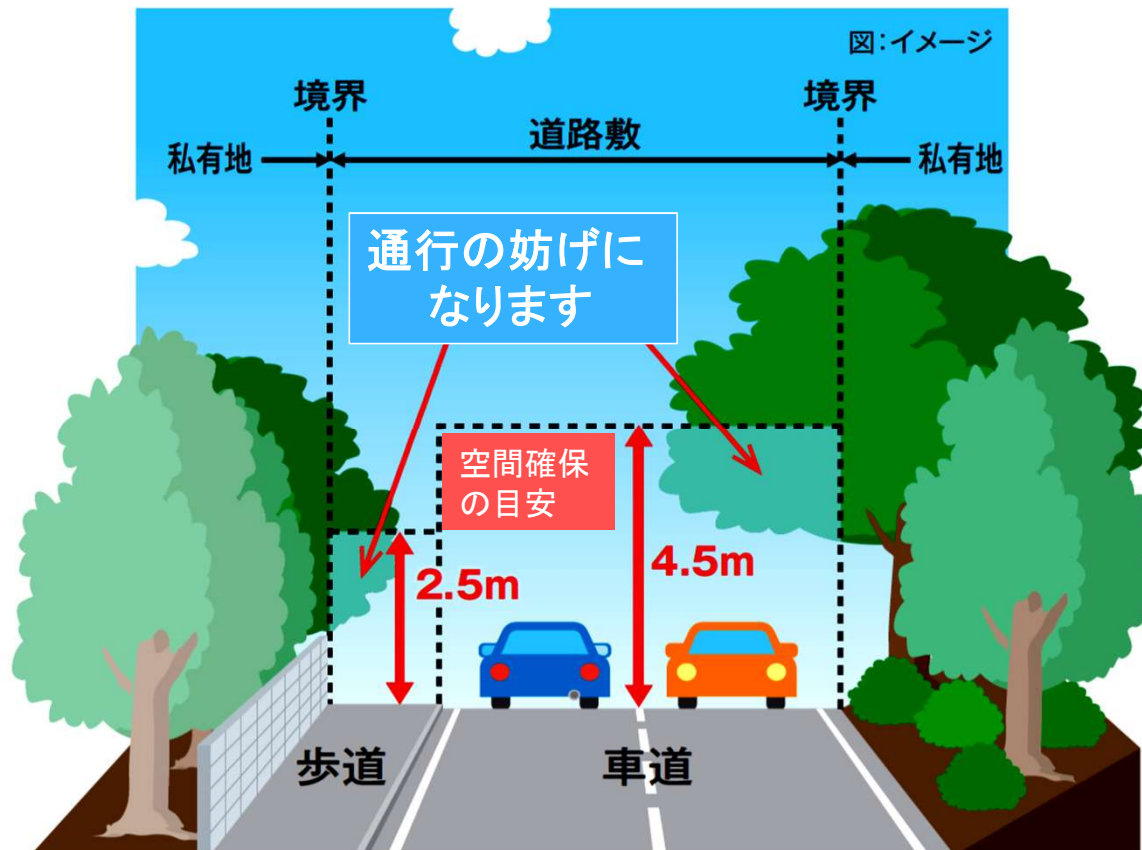
道路に樹木が張り出していないですか？

定期的な樹木の管理をお願いします



○私有地から樹木が道路に張り出していると、歩行者や自動車の通行に支障をきたすほか、道路標識やカーブミラー等が見えにくくなり、交通事故の原因となるおそれがあります。

○私有地から生えている樹木は所有者が管理するもので、道路管理者では切ることができないため、樹木所有者の皆様は定期的な剪定・刈込みをお願いします。



! **ご注意ください** !

○道路法では、次の行為が禁止されています。

- ・道路を損傷したり、汚染したりすること。
- ・道路に土砂、竹木等をたい積したり、道路上で交通を妨げるような行為をすること。

○樹木が道路に倒れて、通行人が怪我をしたり車が破損した場合、相手から民法の不法行為による損害賠償を請求されることもあります。

○皆様が所有する樹木が道路に張り出すことのないように注意して管理してください。道路法の禁止事項に当たる場合は、道路管理者が樹木の移転や伐採命令を出すことがあります。

栃木県烏山土木事務所 保全部 ☎0287-83-1322

※市道に関するお問合せは、お住まいの市の担当部署へお願いします。

那須烏山市都市建設課(管理グループ) ☎0287-88-7118